

債権差押による時効中断効の発生 —債務者の了知状態を要するか— —最高裁令和元年9月19日判決

弁護士 永井 弘二

1 はじめに

最判令和元年9月19日(裁判所時報1732号4頁)は、債権差押がなされた時に消滅時効中断の効力が発生するために、差押命令が発せられたことについて、債務者が了知し得る状況に置かれる必要があるか否かについて判断した。

地裁、高裁共に、債務者が了知し得る必要があったが、最高裁は、これは必要ないとした。

この問題は、本来、債権差押による消滅時効の中断効の発生時期の問題と考えられる。

2 従前の判例等の状況

時効の中断には、請求(訴訟や支払命令の提起、破産債権届出など)、差押等、そして債務者による承認の3つが規定されている(旧民法147条)。

承認は承認時に中断効が発生するが、訴訟提起や差押などの手続は、どの手続段階で中断効が発生するか疑義が生じ得るところ、訴訟提起等は、訴え提起時に中断効が生じることが民訴法に規定されている(民訴法147条)。

そこで、問題になり得るのは、差押等であるが、最高裁は、動産差押の場合には、執行官への申立時に中断効が発生するとしていた(最判昭和59年4月24日金法1064号61頁)。

そして、この昭和59年最判は、その理由として以下のように述べていた。

「民事執行法122条にいう動産執行による金銭債権についての消滅時効の中断の効力は、債権者が執行官に対し当該金銭債権について動産執行の申立てをした時に生ずるものと解するのが相当である。けだし、民法147条1号、2号が請求、差押え等を時効中断の事由として定めているのは、いずれもそれにより権利者が権利の行使をしたといえることにあり、したがって、時効中断の効力が生ずる時期は、権利者が法定の手続に基づく権利の行使にあたる行為に出たと認められる時期、すなわち、…差押えについては債権者が執行機関である裁判所又は執行官に対し金銭債権について執行

の申立てをした時であると解すべきであるからである(不動産執行の場合につき大審院昭和13年(ク)第219号同年6月27日決定・民集17巻14号1324頁)。」

この最判は動産差押に関するものであるが、上記のような理由付けからすれば、債権差押の場合にも、申立時に中断効が発生すると考えるのが素直であったと言える。

3 事案

今回の事案は、公正証書に基づく債権により、時効期間である10年経過前に債務者の預金債権差押を申し立て、差押命令は第三債務者である金融機関には送達されたものの、債務者は所在不明で、債務者には差押命令が送達されていなかったという事案のようである。

通常は、公示送達手続等により送達されることになるが、おそらく預金残高が極めて少額であったため、債権者はその後の手続を放置したのではないかと思われる。

4 地裁、高裁の判断

地裁、高裁とも、債権差押による消滅時効の中断効が発生するためには、差押命令が発せられたことについて債務者が知り得る状態におかれる必要があるとした。

その理由付けとして、民法155条の法意をあげている。民法155条は、例えば、Aの債務を担保するためBの不動産に抵当権を設定していたところ、債権者がBの不動産を競売した時には、その競売の事実がAに通知されないとAとの関係では消滅時効の中断効は発生しないということを規定したものである。これは、時効の中断効は、その中断事由が生じた当事者にのみ生ずるとされているところ(旧民法148条)、その例外として、通知をされた者には時効中断効が及ぶことを認めた規定となる。

今回の事案は、債務者に対して債権差押をしているため、債務者は中断事由の生じた当事者であり、本来は民法155条の適用場面ではないが、その趣旨とするところを汲んで、債務者にも債権差押命令を了知し得る状態が必要であるとしたのが地裁、高裁判決である。

なお、高裁判決が、上記昭和59年最判について、時効中断効が発生するのは差押命令申立時であるとしても、その効力が発生するためには債務者が債権差押命令を了知し得る状態が必要であるとしているところからすると、高裁判決は、債務者が了知し得る状態となつてはじめて、申立時に遡って時効中断効が発生す

ると理解しているようである。

5 最高裁の判断

以上に対して、最高裁は、債務者が債権差押の当事者である以上、民法148条により債務者に対して時効中断効は生じており、今回の事案は民法155条の適用場面ではないとして、債務者が差押命令を了知し得る状態となることは、債権差押による消滅時効の中断効の発生にとっては不要であるとした。

6 若干の検討

最高裁の判断は、旧民法の条文に忠実な理解であると共に、上記昭和59年最判とも整合する判断である。これまでの実務的な取扱においても、昭和59年最判のように、差押命令申立時に時効中断効が発生するという理解で運用されてきたのではないかと思われる。

地裁、高裁の判断は、旧民法の最も素直な解釈から離れたものとなっており、地裁、高裁が、敢えてこうした判断をした理由は俄には不明であるが、債権者は、差押対象預金が少額であったことから、その後の公示送達等の手続を放置していた模様であり、そのように手続を放置した債権者を敢えて救済する必要はないとの判断が働いたようである。

改正民法によっても、差押等による時効完成猶予がどの時点で発生するのかについては規定を置いておらず、上記の議論は、時効完成猶予の効力発生時期にそのまま妥当することになると考えられる。